

●香川県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成28年3月25日から同年4月15日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 財田西豊中線（226号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市豊中町上高野字八反地 2777番1地先から 三豊市豊中町上高野字福岡 3315番地先まで	10.5~35.0	360	平成6年香川県告示第838号 及び平成10年香川県告示第 840号で変更した区域の一部 並びに平成27年香川県告示第 324号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成28年3月25日